

# 男鹿市立美里小学校いじめ防止等のための基本方針

平成26年4月策定

平成29年5月改訂

本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)第十二条により、美里小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

## 1 いじめ防止等に向けての基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「当該児童が一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為である。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて次のように理解することが重要である。

- ・いじめは卑怯な行為であり、絶対に許されないこと。
- ・いじめは、どの子にも、また、場所を問わず起こりうるものであること。
- ・いじめは、見ようとしなければ見えないこと。
- ・いじめは、加害も被害も両方経験する場合があること。
- ・いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団全体にかかわる問題であること。
- ・いじめは、いじめられる子どもにも問題があるとの考え方では解決しないこと。

子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努める。また、日頃から子どもの人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努める。常に、「いじめは絶対許されない」という強い認識を持ち続ける。

いじめが起きた際には、学級担任が一人で抱え込むことなく、組織的に対応する。いじめを受けた子どもや保護者には、必ず守り通すという断固とした姿勢を示す。心情に寄り添いながら、問題の解決に力を注ぐ。必ず守り通すという断固とした姿勢をそして、いじめた子どもに心からの反省を促し、よりよい人間関係や集団づくりを目指して、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、継続的な支援に努める。

## 2 いじめ対策のための組織の設置

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、研究主任、養護教諭、当該担任からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織「ぬくもり委員会」(美里小いじめ防止対策委員会)を設置する。ただし、小規模校という本校の実態から、全職員での対応を基本とする。そして、この会で基本方針や年間計画策定や見直し、情報の共有や対応方針の決定、対応状況の確認を行う。

また、必要に応じて地域住民や保護者の代表が参加する対策委員会を開催する

## 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

### (1) いじめ未然防止の具体的な取組

- ①「分かる・できる授業」づくり

- ・生徒指導の機能（自己存在感を高める、自己決定の場を育てる、共感的な人間関係を育てる）を生かした授業づくりを進める。
- ・明確な学習のめあてを提示し、子どもの意欲を引き出す評価を行う。
- ・T Tや少人数学習の効果的な活用を進め、個に応じた指導の充実を図る。

#### ②学級づくり・仲間づくり

- ・学年の初めに、学級目標を話し合って決め、よりよい集団づくりを目指して取り組む。
- ・様々な活動を通し、子どもと教職員、子どもと子どもの信頼関係をつくる。
- ・「いじめは、絶対許されない」という毅然とした姿勢で指導する。
- ・友達によさに気づき、協力して目標を達成する喜びを味わえるような体験活動を実施する。
- ・小中連携、幼保小連携、縦割り班などの交流等で人間関係を築く力を高める。

#### ③委員会活動や集会活動の自主的の自主的な運営

- ・異学年集団での活動、上・下学団集会、児童集会などのめあてをもった取組をする。
- ・自分で選択したり決定したりして、実行する場を設定する。

#### ④道徳教育の充実

- ・心に響く「道徳の時間」の充実を図る。
- ・生命や人権についての指導を行う。

### (2) いじめの早期発見のための取組

#### ①アンケート等の実施と個人面談

- ・楽しい学校生活を送るためのアンケートQ U調査（6月）、学校生活アンケートを（5・7・10・2月）実施する。
- ・アンケート結果を受けて、個人面談を実施する。

#### ②教育相談の実施

- ・年2回、全児童を対象に教育相談を（6・11月）実施する。

#### ③「生活みとり表」の活用

- ・毎月、子どもの日常の様子をチェックし、みとり表に記入。
- ※①②は、全職員に回覧し、情報を共有する。

#### ④子どもを語る会

- ・年4回設定する。
- ・毎月の職員会議や学団部会でも随時実施し、情報を共有し、指導や支援について話し合う。

#### ⑤一言メッセージの記述

- ・家庭学習ノートや学習ノート、作品等へのコメントやメッセージなどを通して、子ども一人一人と学級担任とのコミュニケーションを深める。

#### ⑥相談窓口の周知

- ・学級担任以外に、教頭、生徒指導主事、養護教諭などが、子どもや保護者の窓口になることを周知する。

### (3) いじめへの早期対応（組織的対応）

#### ①「美里小いじめ防止対策委員会」開催

- ・教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図る。
- ・役割分担をし、組織的に対応する。

#### ②迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方から聞いたと内容の事実関係を明らかにして、状況を正確に把握する。
- ・いじめを受けた子どもおよび保護者の心情に寄り添い、心のケアを図る。

- ・いじめた子どもに対しては、孤立感・疎外感を与えることのないように、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続する。
- ・いじめを見て見ぬふりをしている周囲の子どもへの指導も行う。
- ・発達障害等のある子どもへの指導は、特別支援教育委員会を開催し、子どもの特性に応じた対応を図る。

#### ③保護者との連携

- ・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経過や事後の子どもとの状況等について、適切に情報を提供する。
- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続する。

#### ④危機管理の心構え「さ・し・す・せ・そ」をもって対応する。

さ・最悪を想定し し・慎重に す・素早く せ・誠実に そ・組織的対応で

#### ⑤スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー（S S W）・関係機関との連携、調整

- ・必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（S S W）を活用する。

#### ⑥相談窓口の周知

- ・市教育委員会内設置の「なまはげハートコール」、学校以外の相談窓口について児童及び保護者に周知する。

## 4 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある等の重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談し、人権や個人情報保護等に十分留意した調査等を行う。これは、子どもや保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。調査結果については、市教育委員会を通じて市長に報告する。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。また子どもの生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めることとする。状況に応じて関係機関（警察署・法務局・教育委員会）と連携を図る。

## 5 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた子どもの保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に十分留意し、児童が自らの行為を理解して健全な人間関係を育むことができるよう指導・援助する。

## 6 いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

P T Aなどを通し、学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々の情報提供を踏まえて協議する。

## 7 学校評価（自己評価）の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と併せ、その結果を公表する。

## 8 年間計画

月	いじめの未然防止の取組	いじめの早期発見のための取組
4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針の確認</li> <li>・学級づくり・人間関係づくり</li> <li>・教室環境の整備・学級目標作り</li> <li>・全校縦割り班活動(通年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて個人面談</li> </ul>
5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを語る会</li> <li>・学校生活アンケート</li> </ul>
6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6年修学旅行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談週間</li> <li>・QU調査 ・子どもを語る会</li> </ul>
7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年宿泊学習</li> <li>・取組の振り返り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修：QU調査の活用の仕方</li> <li>・学校生活アンケート・保護者面談</li> </ul>
8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組の課題解決</li> </ul>	
9 月		
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マラソン大会</li> <li>・学習発表会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート</li> <li>・子どもを語る会</li> </ul>
11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談週間</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組の振り返り</li> </ul>	
1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組の課題解決</li> </ul>	
2 月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート</li> <li>・子どもを語る会</li> </ul>
3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6年生ありがとう集会</li> <li>・卒業式</li> </ul>	

・小中連携・幼保小連携や縦割り班活動による人間関係づくり  
 ・生徒指導の機能を生かした学級づくり・授業づくり  
 ・充実感・達成感を味わわせる体験活動や行事・集会活動

・生活みとり表への記入・全職員での回覧  
 ・職員会議・学団部会でミニ子どもを語る会実施  
 ・随時、ぬくもり委員会